

①

戸籍謄抄本等交付申請書（窓口持参用）

個人用

河南町長 様

令和 年 月 日

来られた方）
申請者窓口に
ふりがな
氏名
生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
必要の方との続柄
□本人
□配偶者
□直系尊属・卑属
□代理人※
（※委任状が必要です）
□その他（ ）
使用目的 ※本人以外が請求する場合は☑をつけてください。
□戸籍届 □相続 □登記
□パスポート □保険
□年金 □免許 □扶養
□その他
（ ）
必要の方の本籍 河南町
□申請者と同じ □申請者と異なる（下欄に記入）
筆頭者氏名
明・大・昭・平・令 年 月 日生
種類 謄本(全部事項証明) 抄本(個人事項証明) 必要の方の氏名
□申請者と同じ □異なる（下欄に記入）
戸籍 通 通
除籍 通 通
原戸籍（昭和・平成） 通 通
記載事項証明・届書写し （ 届 ） 通
受理証明 （ 届 ） 通
身分証明（後見登記等・破産） 通
その他の証明 通
本人確認欄
A（1点） マイナンバーカード・運転免許証・障がい者手帳
住基カード・在留カード等・その他
（ ）
B（複数） 健康保険証・介護保険証・その他
（ ）
※聴き取り（ ）
【注意】偽り、その他不正な手段によって、戸籍謄本等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第133条）
○申請にあたっては、この申請書と下記のものをご持参ください。
（注意）戸籍を請求できるのは、その戸籍に載っている本人・本人の配偶者・本人との続柄が直系尊属
卑属の人だけです。妻（妻は直系姻族）が夫の両親しか載っていない戸籍を取ることや兄が結婚した
妹の結婚後の戸籍（兄弟姉妹は傍系血族）を取ることにはできません。その場合は、戸籍に載っている
本人またはその本人の直系尊属卑属にあたる人からの委任状をご用意ください。
（直系尊属とは本人の父母・祖父母・曾祖父母等、直系卑属とは本人の子・孫・曾孫・玄孫等です。）
【請求者の本人確認ができる証明書】
・1点で確認できる資料
運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付）、個人番号カード（※）、旅券、身体障害者手帳、
療育手帳、在留カード、特別永住者証明書などで有効期限内のもの
（※）通知カードは本人確認書類として使用できません。
・2点以上で確認できる資料（イから2点またはイおよびロからそれぞれ1点ずつ）
イ）住民基本台帳カード（顔写真無）、健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など
ロ）学生証、法人が発行した身分証明書、その他資格証明書などで写真の貼付のあるもの。
○代理人の場合は、本人自筆署名押印のある委任状と上記の証明書が必要です。また、使用目的等
を本人に確認の上、申請してください。委任者が委任状を書くことができない場合は、担当ま
でお問い合わせください。
《問い合わせ先》 河南町役場 住民部 住民生活課 住民窓口係
電話 0721-93-2500（内線 123）

来られた方） 申請者窓口に ふりがな 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	住所	必要の方との続柄		使用目的 ※本人以外が請求する場合は☑をつけてください。 □戸籍届 □相続 □登記 □パスポート □保険 □年金 □免許 □扶養 □その他 （ ）
	ふりがな	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属・卑属 <input type="checkbox"/> 代理人※ （※委任状が必要です） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
必要の方の本籍	河南町	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（下欄に記入） 筆頭者氏名 明・大・昭・平・令 年 月 日生		
必要な戸籍または証明	種類	謄本(全部事項証明)	抄本(個人事項証明)	必要の方の氏名 □申請者と同じ □異なる（下欄に記入）
	戸籍	通	通	明・大・昭・平・令 年 月 日生
	除籍	通	通	
	原戸籍（昭和・平成）	通	通	
	記載事項証明・届書写し	（ 届 ） 通	（注意）本人・必要の方の配偶者・同じ戸籍等に記載されている方、および必要の方の直系尊属・卑属以外の方が請求される場合は委任状または承諾書が必要です。	
	受理証明	（ 届 ） 通		
身分証明（後見登記等・破産）	通	本人確認欄	A （1点）	マイナンバーカード・運転免許証・障がい者手帳 住基カード・在留カード等・その他 （ ）
その他の証明	通		B （複数）	健康保険証・介護保険証・その他 （ ） ※聴き取り（ ）
受付	作成	点検	交付	

【注意】偽り、その他不正な手段によって、戸籍謄本等の交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第133条）

○申請にあたっては、この申請書と下記のものをご持参ください。

（注意）戸籍を請求できるのは、その戸籍に載っている本人・本人の配偶者・本人との続柄が直系尊属
卑属の人だけです。妻（妻は直系姻族）が夫の両親しか載っていない戸籍を取ることや兄が結婚した
妹の結婚後の戸籍（兄弟姉妹は傍系血族）を取ることにはできません。その場合は、戸籍に載っている
本人またはその本人の直系尊属卑属にあたる人からの委任状をご用意ください。

（直系尊属とは本人の父母・祖父母・曾祖父母等、直系卑属とは本人の子・孫・曾孫・玄孫等です。）

【請求者の本人確認ができる証明書】

・1点で確認できる資料

運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付）、個人番号カード（※）、旅券、身体障害者手帳、
療育手帳、在留カード、特別永住者証明書などで有効期限内のもの

（※）通知カードは本人確認書類として使用できません。

・2点以上で確認できる資料（イから2点またはイおよびロからそれぞれ1点ずつ）

イ）住民基本台帳カード（顔写真無）、健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

ロ）学生証、法人が発行した身分証明書、その他資格証明書などで写真の貼付のあるもの。

○代理人の場合は、本人自筆署名押印のある委任状と上記の証明書が必要です。また、使用目的等
を本人に確認の上、申請してください。委任者が委任状を書くことができない場合は、担当ま
でお問い合わせください。

《問い合わせ先》 河南町役場 住民部 住民生活課 住民窓口係

電話 0721-93-2500（内線 123）

※申請にあたっては、裏面をお読みください。